

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況（令和7年度実績）

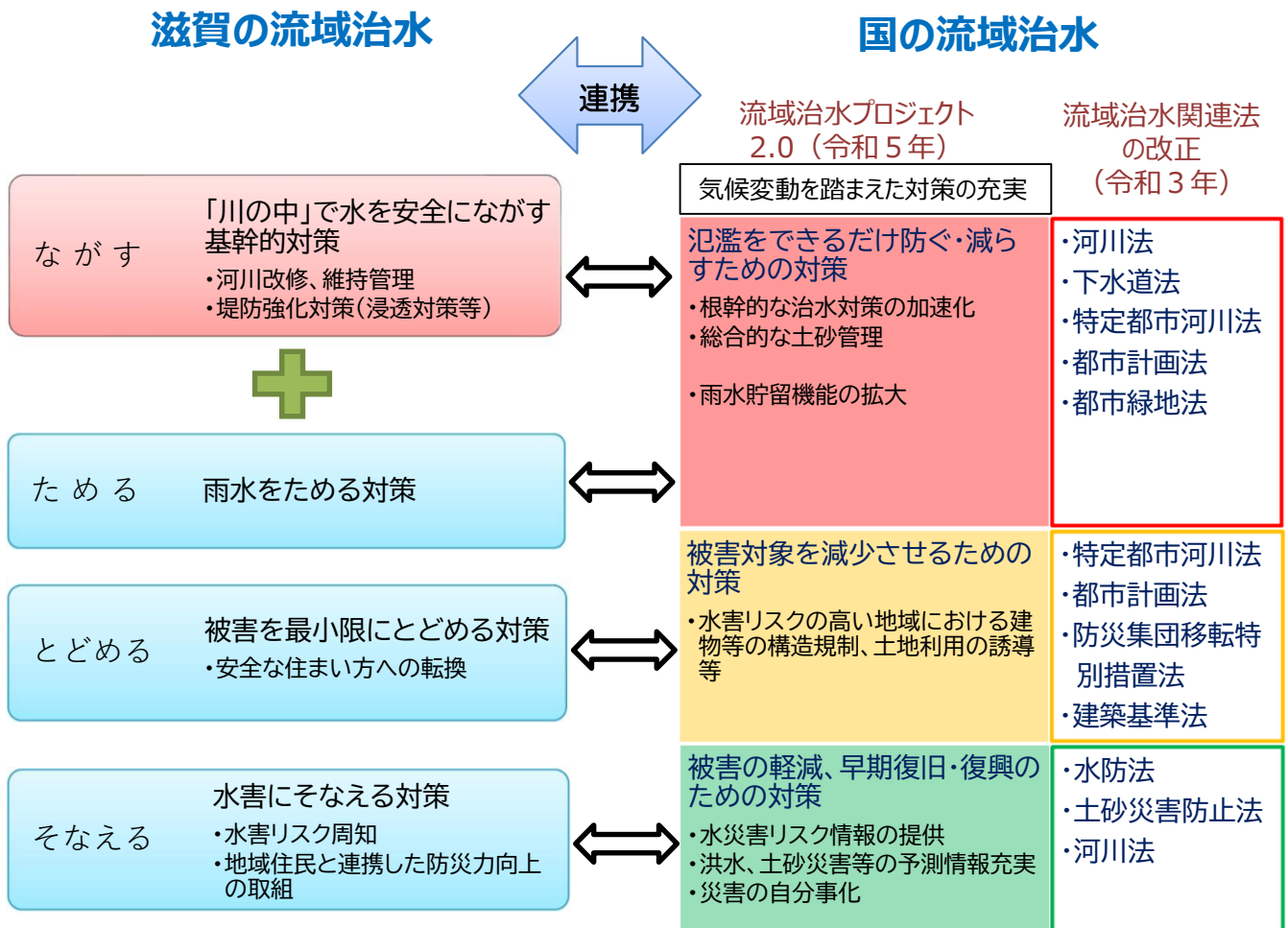
概要版

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

（施策の実施状況の報告）

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要



第2 施策の実施状況

1 基礎情報

◆想定浸水深の設定

1/10、1/100、1/200年確率の多段階リスクを想定
内水氾濫も考慮

H26.9.1 17市町で設定
H30.12.20 全市町で設定
R2.3.31 全市町で更新
⇒市町が配布するハザードマップに反映

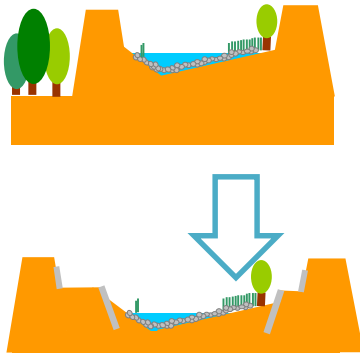
2 流域治水対策

(1) 「ながす」対策（「川の中」で水を安全にながす基幹的対策）

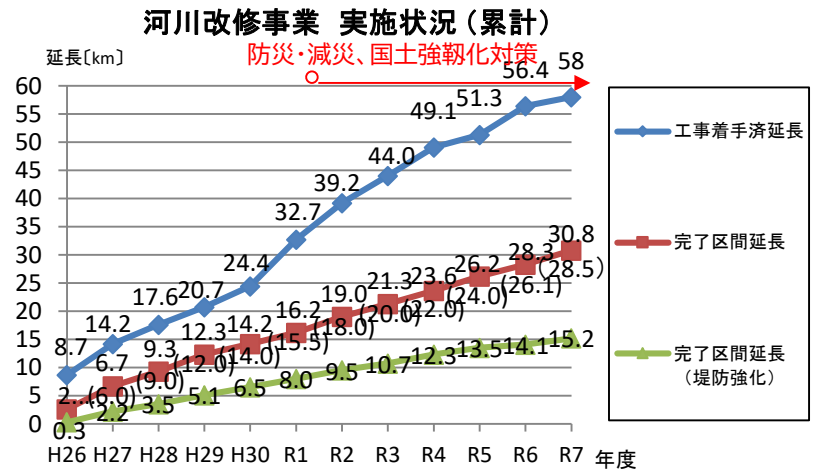
◆河川改修事業

- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画」（第1期：H26～H30、第2期：R1～R5）に基づき実施
- 「滋賀県河川整備5か年プラン」（第3期：R6～R10）を公表

- ・ 流下能力の向上を図る対策
- ・ 堤防強化を図る対策



※天井川の切下げ改修のイメージ



■天井川の切下げ改修を実施(藤ノ木川)(大津市坂本三丁目地先)



■流下能力向上のため、河道掘削、護岸工を実施(金勝川)(栗東市川辺地先ほか)



【課題】

本県の河川整備率は約56%であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある。

引き続き、「第1次国土強靱化実施中期計画」、「大規模特定河川事業制度（個別補助）」等を活用し、計画的に河川改修の進捗を図る必要がある。

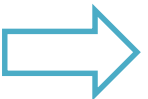
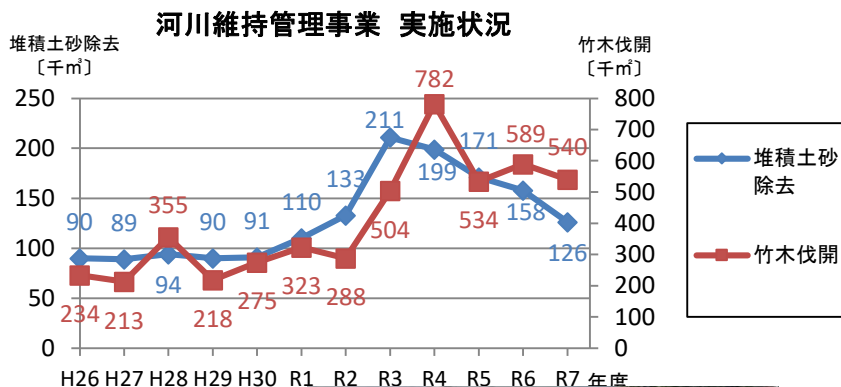
◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、堆積土砂除去、竹木伐開、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施

堆積土砂除去： 101河川

竹木伐開： 139河川

護岸補修等： 84河川



◆河川維持管理事業



【課題】

土砂の堆積および護岸の破損等の対応が必要な箇所が継続的に発生しており、堆積土砂除去および竹木伐開等の要望も多数寄せられている。

労務費の上昇等を踏まえ、予算を増やしているが、全ての対応は困難な状況であり、令和11年度末まで延長された緊急浚渫推進事業債を活用しながら、河川維持管理事業を実施する必要がある。

(2) 「ためる」対策（雨水をためる対策）

◆環境に配慮した森林づくり

○人工林等において、間伐等の森林整備を1,351ha実施

【課題】

長期にわたる林業生産活動の低迷、農山村地域における過疎化・高齢化の進行等により、適切な管理が行われない森林の増加が懸念される。

水源かん養等森林の多面的機能の持続的発揮に向けて、引き続き適正な森林の整備を推進する。



◆世代をつなぐ農村まると保全向上対策

○農地法面の草刈り等に対する「農地維持支払」

⇒ 502組織（交付対象面積35,130ha）を対象に、地域共同活動を支援

○水路等の軽微な補修等に対する「資源向上支払」

⇒ 443組織（交付対象面積33,442ha）を対象に、地域共同活動を支援

【課題】

農家の高齢化や集落の過疎化・混住化の進行等により、多面的機能の維持・発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。多面的機能の一つである農地の雨水貯留浸透機能を今後も維持していくためには、活動組織の体制強化等による活動の永続化が必要である。また、水田が有する雨水の一時貯留効果をさらに高める田んぼダム等の取組を農家や地域住民等に普及啓発することも必要である。



(3) 「とどめる」対策（被害を最小限にとどめる対策）

浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討

4地区において浸水警戒区域を指定（令和7年度末実績：累計25地区）

R8.3.31 近江八幡市安土町下豊浦地区において指定

【近江八幡市安土町下豊浦地区】

R8. 2.10 ~ 区域指定の案の縦覧

↓

R8. 2.25 近江八幡市長意見照会

↓

R8. 3.10 滋賀県流域治水推進審議会諮問

↓

R8. 3.31 浸水警戒区域指定告示



【課題】

引き続き、約50地区の重点地区のほか、非居住エリアの浸水警戒区域の指定を促進する方法を検討するなど、取組の工夫をしながら、「滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に係る重点地区の取組方針」に基づき、迅速に区域指定ができるよう、計画的に取り組んでいく必要がある。

(4) 「そなえる」対策（水害にそなえる対策）

◆浸水リスクの高い地区における避難体制の整備

- 長浜市唐国地区ほか2地区において、避難計画を作成
- 令和8年2月に水害・土砂災害に強い地域づくり住民交流会を開催し、地域住民間で意見交換を実施

【課題】

引き続き、浸水リスクの高い地区において、市町と連携し、迅速に避難計画の作成を支援していく必要がある。

◆洪水浸水想定区域図の情報発信

- 中小河川も含めた洪水浸水想定区域図を作成し、令和8年3月31日に公表

【課題】

中小河川も含めた洪水浸水想定区域図の公表に伴う市町のハザードマップ更新を、注意事項説明等により支援する必要がある。

また、県民一人ひとりがリスク情報を認知し自ら行動を起こすことが重要であるため、引き続き出前講座の実施および滋賀県防災情報マップの表示方法の工夫等、認知向上につながる情報発信の取組を進める必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

浸水に関する記録を収集し、啓発・伝承するための水害履歴調査を実施（8回）

自治会、学校等に対して、出前講座を実施（34団体、約2,400人対象）

みずべのこ

水害履歴調査 米原市岩脇区 調査結果の報告会
(令和7年6月)



出前講座 甲賀市立雲井小学校 体験学習
(令和7年9月)



◆水害に強い地域づくり協議会

県下各圏域において、浸水被害の回避または軽減のための必要な対策に関する事項等について協議

圏域協議会： 7回
防災情報WG： 12回
住民WG： 36回

【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針を共有し、地域の合意形成を十分図りながら、引き続き各地区での取組を効果的に進めていく必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会（第18～20回）

- 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証および答申対応について（第18～20回）

→検証の結果、7項目を答申

ながす対策（1項目） 中・上流部の暫定改修や遊水地整備等、総合的な治水対策

ためる対策（1項目） 科学的根拠に基づく指標設定および全庁一体で意思決定・推進する体制づくり

とどめる対策（4項目） 浸水警戒区域における支援制度改善、非居住エリアでの同区域指定促進、

要配慮者利用施設の建築条件見直し等、貯留機能を有する農地等の効果把握と活用・支援

そなえる対策（1項目） 要配慮者の避難体制強化および「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育の拡充

→答申後は、答申への対応を審議

- 近江八幡市安土町下豊浦地区における浸水警戒区域指定について（第20回）

